



Title	古典期アテーナイの殺人裁判制度
Author(s)	平山, 晃司
Citation	言語文化共同研究プロジェクト. 2017, 2016, p. 11-16
Version Type	VoR
URL	https://doi.org/10.18910/62100
rights	
Note	

The University of Osaka Institutional Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

The University of Osaka

古典期アテナイの殺人裁判制度

平山 晃司

アテナイでは前 594 年にアルコーンに選出されたソローンが大規模な国制改革を断行し、同時に多岐にわたる立法を行ったが、その中でも特に画期的だったのが公衆訴追制度の導入であった。伝アリストテレース『アテナイ人の国制』は、ソローンの国制の中で最も民主的なものの一つとして、誰でも望む者が不正を受けている人々のために償いを求めることができるという点を挙げ (9. 1)、プルータルコスは、ソローンは民衆の無力さを救うため、誰かが打たれたり暴行されたり傷つけられたりした場合には、能力と意志のある者は誰でも加害者を告発して訴追できるようにしたと伝えている¹。それ以後アテナイでは、暴行・姦通・老親虐待・孤児虐待・女子相続人虐待といった個人に対する加害行為も、市民の誰でも望む者が共同体の代表者として提起できる公訴 (*γραφή*) の対象となったが、通説では殺人訴訟は古典期を通じて私訴 (*δίκη*) であり続け、訴追権は犠牲者の一定の範囲の親族 (奴隷の場合はその主人) に限られていたと考えられている²。ソローンは立法に際して、前 621 年にドラコーンによって制定された法を殺人に関するものを除いてすべて廃止したと伝えられているが³、上の通説に従うならば、ドラコーンの殺人法の被害者訴追主義がソローンによって温存され、それがそのまま古典期にまで受け継がれたということになる。

この通説に対して初めて反論を試みたのは MacDowell である⁴。以後、彼に従って訴追権は遺族のみに限定されていたわけではないとする説に立つ者と、通説に従って限定説に立つ者との間で論争が行われてきたが⁵、それに触れる前に、まずは実際の法文そのものに目を向けてみよう。

*προειπεῖν δὲ τῷ κτείναντι ἐν ἀγορᾷ μέχρι ἀνεψιότητος καὶ ἀνεψιού· συνδιώκειν δὲ κἀνεψιοὺς καὶ ἀνεψιού παιδας καὶ γαμβροὺς καὶ πενθεροὺς καὶ φράτορας*⁶.

従兄弟の息子および従兄弟までの親族は、アゴラーにて殺人者に対して公の場所への立ち入り禁止を宣告する。訴追には従兄弟、従兄弟の息子、義理の息子、義理の父親、ならびにプラトリアの成員が加わる。

¹ *Sol.* 18. 6.

² E. g. Lipsius (1905-15) 243 + n. 13, 610; Bonner and Smith (1930) 112ff.; Jones (1956) 252f.

³ *Ps.-Arist. Ath. Pol.* 7. 1, *Plut. Sol.* 17. 1.

⁴ MacDowell (1963) 12ff.

⁵ 非限定説に立つのは MacDowell の他に Panagiotou (1974); Gagarin (1979)、限定説に立つのは Evjen (1971); Grace (1975); Hansen (1981)。

⁶ *IG I³*. 104. 20-23. Cf. *Ps.-Dem.* 43. 57.

冒頭の *προειπεῖν* とは、犠牲者の遺族が殺人訴訟を提起するに際して第一に着手した *πρόρρησις* という半儀礼的手続のことである。遺族はアゴラーで殺人者の名を全市民に告知して訴追の意思を表明するとともに、彼に対して裁判が始まるまでの間「法の定めるもの」(*τὰ νόμιμα*) に近づくことを禁止する旨の宣告を行い、さらに訴訟を受理したバシレウスが再度同じ内容の公告を発した⁷。殺人者がこれに違反した場合は市民の誰でも望む者が彼を逮捕し、訴追することができた⁸。この *τὰ νόμιμα* が意味するものとして、デーモステネースは浄めの水・献酒・混酒器・聖域・アゴラーを、ポッルクスは密儀を挙げている⁹。つまり、この手続の目的は人が多く集まる公の場所や宗教的儀式から殺人者を排除し、彼が犠牲者の遺族と遭遇・衝突して紛争が再開されるのを未然に防ぐことにあるのだが、それが市民には「殺人の穢れの蔓延を阻止すること」として意識されるわけである¹⁰。この手続を行うべき者として定められているのは「従兄弟の息子および従兄弟まで」(*μέχρι ἀνεψιότητος καὶ ἀνεψιού*) の親族であるが、この *μέχρι* を inclusive に解するか exclusive に解するかで研究者らの意見は分かれている。後者の説に立つ Paoli は、*πρόρρησις* を行う者の中に従兄弟の息子と従兄弟を含めると、訴追に参加するべき者として定められている親族の中にこれらが重複して挙げられることになり、不自然だと言う¹¹。しかし、殺人訴訟において一貫して主導権を握っていたのは犠牲者の三親等以内の親族であって、従兄弟および従兄弟の息子はこれらの人々と一緒に *πρόρρησις* を行うよう義務づけられていたが、それ以外においては姻戚やプラトリアの成員とともに単なる協力者として加わったと考えれば矛盾は解消する。どちらの解釈を採るにせよ、ここに挙げられている親族以外の者が提訴することは可能か否かという点については、法文は不明確である。非限定説に立つ研究者らはこの点を論拠として、この法は訴追権を有する者を限定的に規定するものではないと主張し、犠牲者の親族以外の者も殺人訴訟から排除されてはいなかったと推測する¹²。しかし、法文の表現が限定的・明示的でないことのみを根拠としてこのような推論を行うのは妥当性を欠くように思われる¹³。いずれにせよ、犠牲者に親族がいない場合は誰が提訴すればよいのか（あるいは誰も提訴できないの

⁷ *IG I³*. 104. 20f., Dem. 43. 57, Antiph. 6. 34-6, Ps.-Dem. 47. 69, Ps.-Arist. *Ath. Pol.* 57. 2, Poll. 8. 90, *Lex. Seg.* 310. 6-8, cf. MacDowell (1963) 23-6.

⁸ Dem. 24. 105.

⁹ Dem. 20. 158, Poll. 8. 90.

¹⁰ Lipsius (1905-15) 810; Paoli (1956) 136; cf. MacDowell (1963) 144f. Parker (1983) 125f. は、殺人が血讐へと発展した例が伝説上見当たらないことを根拠として、これと同様の慣習がホメーロスの時代にすでに存在したと考えている。つまり、殺人者はひとたび禁止宣告を受けると自国内に居場所がなくなるので、国外へ亡命するか人命金を支払って和解に漕ぎ着けるかするより外に道はなかったというのである。しかし、この慣習はその趣旨からして、殺人を社会全体にとっての脅威と見なす意識（殺人の穢れの伝染という観念）が普及した頃に生まれたと考えるべきであろう。

¹¹ Paoli (1956) 140-2.

¹² MacDowell (1963) 17; Panagiotou (1974) 431ff; Gagarin (1979) 304.

¹³ Cf. Evjen (1971) 259; Hansen (1981) 13 n. 7.

か) が問題となるが、伝デーモステネース『エウエルゴスとムネーシブーロス告発』における原告が直面したのが、まさにこの問題であった。

原告の訴えによれば、ある日被告らは彼の留守宅に押し入り、略奪を働いた。その時現場に居合わせたのは彼の妻と子供たち、それに彼の元乳母である老女のみであった。この女性は元奴隷で、原告の父によって解放された後、結婚して別の所で暮らしていたのだが、夫の死後再び彼らの家に戻り、そこで働いていた。彼女は略奪者らに抵抗したため暴行を受け、その時の負傷が原因で6日後に死亡した(52-67)。そこで原告がエクセーゲータイの許へ行き、いかなる処置をとるべきかについて指示を請うたところ、次のような忠告を与えられた。— 原告自身は事件の現場に居合わせておらず、証人になりうるのは彼の妻子だけであるから、*πρόρρησις* は特定の犯人の名を挙げては行わず、「下手人および殺人者たち」に対して行うこと。また、バシレウスへの提訴はするべきではない。なぜなら、犠牲者は原告の親族でもなければ原告の所有する奴隷でもないから、法律上彼には提訴する権限がないから (*οὐδὲ γὰρ ἐν τῷ νόμῳ ἔστι σοι*)。もしパツラディオンの法廷で妻子共々宣誓を行い、自分たち自身と家とに呪いをかけるようなことをすれば、世間から卑劣な奴だと思われるだろうし、裁判に負けて犯人が無罪となれば偽証罪を犯したと見なされ、たとえ勝訴となっても憎まれるだけだ。それゆえ、自身と家の浄めを済ませたら、なるべく不幸な事件のことは考えないようにして、もしそれでも復讐したければ何か別の方法でするがよい(69f)。

ここで問題となるのは、エクセーゲータイはなぜ、原告は犠牲者の親族でも主人でもないから殺人の訴えを起こすことは法律上不可能だと述べておきながら、彼が提訴した場合に言及しているのかということである。MacDowellはこの点を捉えて、原告は殺人訴訟の提起を法的に禁じられていたわけではないとし、エクセーゲータイが提訴すべきでない理由を述べる部分を、'*οὐδὲ γὰρ ἐν τῷ νόμῳ ἔστι σοι* (you are not legally permitted to do so)'ではなく、'*... ἐστὶ σοι* (it is not legally your concern)'と読むべきだと主張する¹⁴。だが、このような読み替えをせずとも、エクセーゲータイは強い復讐心を抱いている原告が法に背いて、つまり「殺された老女は自分の奴隷である」との虚偽の宣誓を行って、提訴した場合を想定しており、あえてそのような危険を冒してまで老女の仇を討とうとしたところで何の得にもならぬと忠告しているのだと考えれば、問題は解決する¹⁵。

¹⁴ MacDowell (1963) 19. Gagarin (1979) 309 も同様に考えている。

¹⁵ Evjen (1971) 262. なぜ原告が老女のために法廷に立てば「世間から卑劣な奴だと思われる」

(*χείρων τε δόξεις πολλοῖς εἶναι*) のかについて *ibid.*, 263 は、殺人訴訟が制度化された頃のアッティカ国内の奴隷はアテナイ人でないにせよ少なくともギリシア人であって、自分の奴隷を殺された者が殺人者を訴えることは普通に行われていたが、前4世紀においては異民族である奴隷ごときのために市民に対して殺人訴訟を起こすことは世間の憤慨を招いたであろうと説明している。Grace (1975) 10 は、この部分を「老女の素性を知る一部の者の反感を買う」という意味に解しているが、これは *πολλοῖς* という表現にそぐわない。

殺人裁判の法廷で告発者が行う宣誓には、被告は間違いなく犠牲者を殺害したという内容のもの¹⁶に加えて、自分は犠牲者の親族（主人）であるとの旨のものも含まれていたということが、この後に続く原告の言葉によって示される。— 彼はエクセーゲータイから忠告を受けた後、「石碑のドラコーンの法」¹⁷を参照し、友人たちとも相談した結果、提訴を差し控えた。なぜなら、法は犠牲者の従兄弟の子までの親族が提訴すると定めているが、老女は自分の乳母であっただけで親族ではなく、また、自分の父によってすでに解放されていたため奴隷でもなかったから（71f.）。それに、たとえ犯人たちを有罪にする自信があったとしても、あえて偽りの宣誓を行うようなこと（*ψεύσασθαι ... καὶ διομόσασθαι*¹⁸）はしなかっただろう（73）。— この「偽りの宣誓」とは何を意味するのか。被告らの犯行の事実は明白であり、原告は彼らに無実の罪を着せようなどという悪意は抱いておらず、ただ殺された老女のために復讐することを望んでいたにすぎない。したがって、仮に原告が訴訟を提起したとして、「偽る」必要のある宣誓は、自分と老女との関係を明らかにするもの以外にはありえない。

以上、本弁論の検討によって得られた結論は次の通りである。— 殺人訴訟においては犠牲者の一定の範囲の親族（犠牲者が奴隷である場合はその主人）にのみ訴追権が認められており、告発者は自分が犠牲者の親族ないし主人であるということを宣誓によって証明しなければならなかった。犠牲者に親族がない場合は他人が虚偽の宣誓を行って訴追することも不可能ではなかったが、かかる宣誓が告発者に義務づけられていたという事実は、殺人訴訟が犠牲者の親族（主人）の専有物として意識されていたことを示している。

前4世紀には殺人犯の処刑および追放に備わっていた復讐と浄めという両義性はすでに失われており、殺人者を告訴して死刑ないし追放刑に処せしめることは復讐のための手段以外の何物でもなく、それゆえ少なくともこの時代においては、殺人訴訟提起の権利は犠牲者の遺族以外には認められていなかったと考える。その根拠は、上の弁論の中でエクセーゲータイが原告に対して自身と家の浄めを行うよう指示する一方で、殺人者が野放しになることなど全く意に介していないこと、つまり殺人の穢れの伝染性が、もはや実感としての恐怖の対象ではなくなってしまっていたらしいことである。

かかる意識の変化は前5世紀末にはすでに表れていた¹⁹。アンティポーン『合唱隊員について』において被告の語るところによれば、彼は前の年に何人かの政敵を公金横領の廉で評議会に訴えていた。彼らは自分たちに対する訴訟の続行を不可能にするため、原告を買収して被告に対する殺人の訴訟を起こさせた。ところが、原告がバシレウスの許に提訴しようとしたところ、任

¹⁶ Ant. 6. 16, Lys. 10. 11, Dem. 23. 67, Ps.-Dem. 59. 10.

¹⁷ これは前409年に復刻された「ドラコーンの殺人の法」の碑文だと考えられている。

¹⁸ この部分は二詞一意（*hendiadys*）に解すべきである。Cf. Evjen (1971) 264. MacDowell (1963) 95f. はこの *καὶ* を反意接続詞と解するが、どちらの読み方も文法的には可能だとしている。

¹⁹ Eur. HF 1229-34, Or. 75f. などの詩句も、これを反映しているかもしれない。

期が残り 2 ヶ月しかないことを理由に訴訟の受理を拒否された。なぜなら、殺人裁判においては 3 ヶ月間に亘って 3 度の予審が行われ、4 ヶ月目に公判が開始されるが、予審はすべて同一のバシレウスの主宰の下に行われ、後任者への引き継ぎは認められていないから²⁰。かくして被告は自分が起こした訴訟を続行させ、横領を働いた者たちを全員有罪にすることができたという (34-42)。

これらの事例はいずれも、たとえ何らかの理由で殺人者が告訴されぬまま野放しになっていたとしても、それが公の問題として意識されることはなかったということ、言い換えれば、殺人者がその穢れゆえに行動を制限されることはなかったということを示している。これを別の観点から見れば、殺人の穢れは犠牲者の遺族が殺人者を告訴し、*πρόρρησις* を行うことによってはじめて現実的なものとなる、つまり遺族の復讐心に従属ないし依存したものになっているといえる。このことは何を意味するのか。

殺人者が *πρόρρησις* に違反して禁じられた場所に立ち入った場合は、「市民の誰でも望む者が」彼を逮捕し、訴追することができ、有罪の判決を受けて追放された殺人犯が不法に帰国した場合は、これを殺害することさえ認められていた。だが、殺人の穢れの伝染性がすでに実質的な脅威ではなくなってしまう以上、第三者があえてそのような行動に出ることは稀だったのであろう²¹。しかし、遺族は殺人者に「穢れている」というレッテルを貼ることによって彼を法的拘束力の下に置き、彼が禁を犯した場合は法の名の下に自力行使に乗り出すことができたのである。

ところで、デーモステネースは『アリストクラテース告発』の中で、五つの殺人法廷についての説明を終えた後、殺人者を裁きの庭に引き出すための第六の方法があるとして次のように述べている。— 「もし誰かがこれらをすべて知らなかったり、必要な手続を行うための時間が経過してしまっていたり、あるいは何か他の理由からこれらの方法に頼るのを欲しない場合は、殺人者が神域やアゴラーを歩き回っているのを見たら、彼を逮捕して牢獄へ連行することができる。…もし犯人が有罪となれば死刑に処せられる。ただし、逮捕者の得票数が 5 分の 1 に達しない場合は、彼は千ドラクメーの罰金を科せられる」 (23, 80)。Hansen は、必要な手続を行うための時間が経過してしまった場合とはバシレウスの任期の残りが 4 ヶ月に満たない場合のことだと指摘した上で、この措置が前 4 世紀前半に新たに導入されたものであることを論証している²²。つまり、この規定は従前の制度の不備を正し、遺族の殺人者に対する復讐の遂行を保証するために生み出されたものだといえる。しかも、「殺人者が神域やアゴラーにいるところを発見した場合

²⁰ Gagarin (1997) 243 (ad 6. 42) は、訴訟を登録し、必要な召喚を行うことが時間的に不可能であることを原告らに納得させるためにバシレウスが読み上げたという法 (38) は予審に関する規定であって、殺人訴訟の後任者への引き継ぎは法的に禁止されていたわけではなく、バシレウスはいくつかの理由から自らの裁量で告発状の受理を拒否したのだと考えている。

²¹ MacDowell (1963) 133f.; Gagarin (1979) 313ff.

²² Hansen (1976) 101-3.

に」 という条件が示すように、それを可能にしているのはほかならぬ殺人の穢れの観念なのである。

以上に示したように、古典期アテナイの殺人裁判制度は、遺族が社会の秩序を損なうことなく殺人者に対して復讐するための手段にほかならなかった。そして殺人の穢れの観念は、これをさらに補強する形で、遺族の殺人者に対する自力行使を可能にするという機能を果たしていたのである。

参考文献

- Bonner, R. J. and Smith, G. (1930, 1938), *The Administration of Justice from Homer to Aristotle* (2vols., Chicago).
- Evjen, H. D. (1971), '(Dem.) 47. 68-73 and the δίκη φόνου', *RIDA* 3^e sér. 18, 255-65.
- Gagarin, M. (1979), 'The Prosecution of Homicide in Athens', *GRBS* 20, 301-24.
- (ed.) (1997), *Antiphon, The Speeches* (Cambridge).
- Grace, E. (1975), 'Note on Dem. XLVII 72: τούτων τὰς ἐπισκῆψεις εἶναι', *Eirene* 13, 5-18.
- Hansen, M. H. (1976), *Apagoge, Endeixis and Ephegesis against Kakourgoi, Atimoi and Pheugontes: A Study in the Athenian Administration of Justice in the Fourth Century B. C.* (Odense).
- (1981), 'The Prosecution of Homicide in Athens: A Reply', *GRBS* 22, 17-30.
- Jones, J. W. (1956), *The Law and Legal Theory of the Greeks* (Oxford).
- Lipsius, J. H. (1905-15), *Das attische Recht und Rechtsverfahren* (3Bde., Leipzig).
- MacDowell, D. M. (1963), *Athenian Homicide Law in the Age of the Orators* (Manchester).
- Panagiotou, S. (1974), 'Plato's *Euthyphro* and the Attic Code on Homicide', *Hermes* 102, 419-37.
- Paoli, U. E. (1956), 'La notion de prorrhésis en droit attique', *RIDA* 3^e sér. 3, 135-42.
- Parker, R. (1983), *Miasma: Pollution and Purification in Early Greek Religion* (Oxford).